

「性の権利について学ぶ学習会」について



1 目的

内閣府が令和 2 年度に実施した「男女間における暴力に関する調査報告書」では、男女を問わず約 24 人に 1 人が無理やりに性交等された経験があり、そのうち約 6 割は誰にも相談していないと回答しています。性暴力は私たちの身近で起こっており、被害者の多くが一人でつらさを抱えている現状があります。また、性暴力被害にあわれた方の約 4 分の 1 は、18 才未満の子どもであり、長期間にわたり被害を繰り返し受けたり、何年何十年経ってから相談したりする場合も少なくありません。

幼児期から性の権利について正しい知識やスキルを身につける学びの機会を繰り返し設け、子どもを性暴力被害の当事者にしないこと、性暴力の被害者も加害者も傍観者も生まない社会を実現することを目的としています。

2 対象者

- ・県内の児童生徒（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校）
- ・保護者、教職員 等

3 実施時期

年間を通して実施可能です。

（講師との日程調整により対応困難な場合もありますので、ご相談ください）

4 学習内容

※児童生徒の発達段階にあわせた学習プログラムを作成しています。事前の打ち合わせを行い、各学校の実態にあわせて実施内容を変更することも可能です。

幼稚園～小学校下学年

- ・体の名称、プライベートゾーンを知る
- ・イヤなことがあった時『イヤ』と言ったり、逃げたりすることができることを知り、そのスキルを身につける、安心できる人に相談する

小学校高学年

- ・プライベートゾーンを知る、境界線について知る、性暴力とは何かを知る
- ・自他の境界線を互いに守り、尊重する態度、同意をとるスキルを身につける
- ・イヤなことがあった時のスキルを身につける、安心できる人に相談する

中学校

- ・プライベートゾーン、境界線について知る
- ・自分の中にある偏見に気づく（ジェンダーバイアス、レイプ神話など）
- ・性暴力とは何かを知る、本当の同意を知り、同意をとるスキルを身につける
- ・相談先を知る

高校生

- ・性の権利について知る
- ・自分の中にある偏見に気づく(ジェンダーバイヤス、レイプ神話など)
- ・性暴力とは何かを知る、本当の同意を知り、同意をとるスキルを身につける
- ・二次被害について知る ・相談先を知る

保護者及び教職員

- ・性暴力とは(性の権利、性暴力の定義、同意とはなにか)
- ・子どもをとりまくさまざまな性暴力被害、鳥取県の現状
- ・自分の中にある偏見に気づく(ジェンダーバイヤス、レイプ神話など)
- ・性暴力被害後の心と体におこること ・二次被害について
- ・性暴力被害が起こった時の大人ができる早期発見、適切な対応
- ・組織としての対応(教育現場、職場などで求められる必要な対応)
- ・性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり) 支援内容について

5 実施主体 鳥取県性暴力被害者支援協議会

6 実施の流れ

- (1) 下記お問合せ先まで、学習会の実施希望についてご連絡ください。
- (2) 実施日の日程を調整します。
- (3) 学習内容について、事前に打ち合わせを行います。
- (4) 当日は、「性暴力被害者支援センターとっとり クローバーとっとり啓発支援員」が学校へ出向き学習会を実施します。

※経費について※

経費は無料です。

配布資料の印刷や会場準備等は各学校にてお願いいたします。

【お問合せ先】鳥取県性暴力被害者支援協議会事務局 森山、太田、繁原、勝部
〒680-0022 鳥取市西町1丁目401番地 とっとり被害者支援センター内
電話：(0857) 32-8211 FAX：(0857) 32-8233
E-mail: jimukyoku@sar-tottori.org